

令和4年3月20日

保護者各位

高松中央高等学校
校長 香川 泰造
(公印省略)

令和4年度高等学校等就学支援金について

(令和4年4月分～6月分)

1. 制度概要

御家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。

2. 受給資格

高校等に在学する、日本国内に住所を有する方が対象です。

ただし、両親の「市町村民税所得割額」と「県民税所得割」を合算し、算定式により計算した額が、30万4,200円以上の世帯では「就学支援金」は支給されません。

3. 受給資格の認定

認定を受けるためには申請が必要です。

申請の有無にかかわらず、【高等学校等就学支援金に関する意向確認書】は全員提出が必要となります。

提出された書類は、県が受給資格の認定を行います。

4. 支給額

住民税の課税標準額×6%－調整控除の額(両親の合計額)	0円(非課税)以上 154,500円未満	154,500円以上 304,200円未満	304,200円以上
授業料	34,000円/月	34,000円/月	34,000円/月
就学支援金	33,000円/月	9,900円/月	なし
実納付額	1,000円/月	24,100円/月	34,000円/月

提出書類

- ① 高等学校等就学支援金に関する意向確認書 ※全員提出が必要
- ② 受給資格認定申請書(様式1)
- ③ 個人番号カード(写)等貼付台紙 ※個人番号カードか個人番号が記載された住民票(写し)を添付
※郵送の場合は、顔写真付きの身分証明書(写し)を提出してください。

※奨学生・スポーツ奨学生も、全員必ず提出してください。

提出期限 4月1日(金)まで に事務室へ提出してください。

*事務受付 : 平日9:00~17:00

*郵送の場合は、簡易書留をお願いします。

個人番号（マイナンバー）が確認できる書類について

■個人番号が確認できる次の書類のいずれかのコピーを提出してください

- ・個人番号カード
(プラスチック製のICチップ付きカードで、希望者のみに付与されるもの。)
※ 個人番号が記載されているカード裏面（顔写真がない面）のコピーを提出してください。
- ・個人番号が記載された住民票、住民票記載事項証明書
※ 住民票等は切り取らず、そのままのコピーを提出してください。

上記の個人番号が確認できるもののコピー（以下、個人番号確認書類という。）を「個人番号カード（写）等貼付台紙」に貼り付けて、提出してください。

■親権者全員（※）の個人番号確認書類をご提出ください

- ・親権者が2名の場合、2名分の個人番号確認書類が必要となります。
※ 親権者がいない場合は、別添リーフレット「高等学校等就学支援金制度」の「誰の収入状況の登録が必要か？」フロー図を参照してください。

■控除対象配偶者であっても、個人番号確認書類を提出してください

- ・親権者のどちらか1人が控除対象配偶者であっても、個人番号確認書類の提出が必要となります。

■個人番号確認書類を提出する際、身元確認書類が必要な場合があります。

【郵送で学校に個人番号確認書類を提出する場合】

個人番号を提出する方全員の身元確認書類のコピーを同封して提出してください。

【保護者等が（生徒を通さず）個人番号確認書類を学校に持参する場合】

持参した保護者の身元確認書類を、学校担当者に提示してください。

「身元確認書類」…運転免許証・パスポート・個人番号カードの表面等、顔写真付きの身分証明書。

※生徒本人が、学校に保護者等の個人番号確認書類を提出する場合は、身元確認書類は不要です。

■別途証明書が必要になる場合があります

- ・未申告等のため、個人番号により税情報の確認ができなかった場合は、申告を行っていただくか、別途税情報が分かる証明書（課税証明書・生活保護受給証明書等）を提出していただく等、改めて手続きが必要となります。その際は、学校を通して県から御連絡いたします。